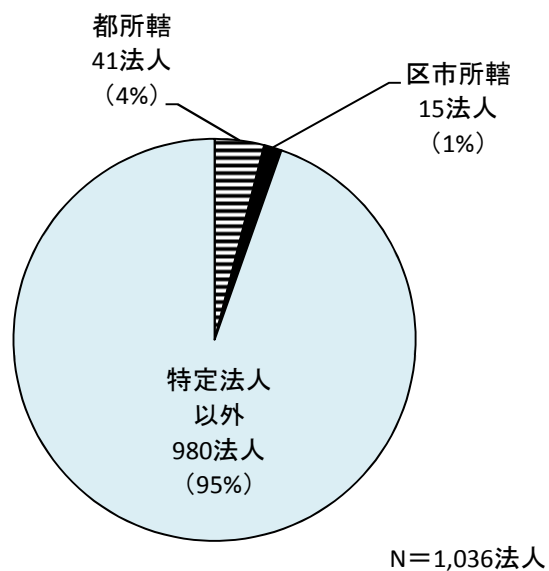


経営組織のガバナンス強化に関する状況

1-1 都内社会福祉法人 会計監査人設置状況(平成29年10月1日時点)

- 平成29年度は、サービス活動収益30億円を超える又は負債が60億円を超える56法人が特定社会福祉法人として会計監査人設置義務の対象となっている。
- また、上記には該当しないが、今後の設置義務の拡大等に対応するため、会計監査人を設置している法人(任意設置法人)が4法人ある。

【 都内特定社会福祉法人の割合 】



【 会計監査人設置法人数 】

所轄庁別	所管法人数 (a)	会計監査人設置法人			設置法人割合 (b / a)
		特定社会福祉法人	任意設置法人	合計 (b)	
都所管法人	307	41	2	43	<u>14.0%</u>
区市所管法人	729	15	2	17	<u>2.3%</u>
都内合計	1,036	56	4	60	<u>5.8%</u>

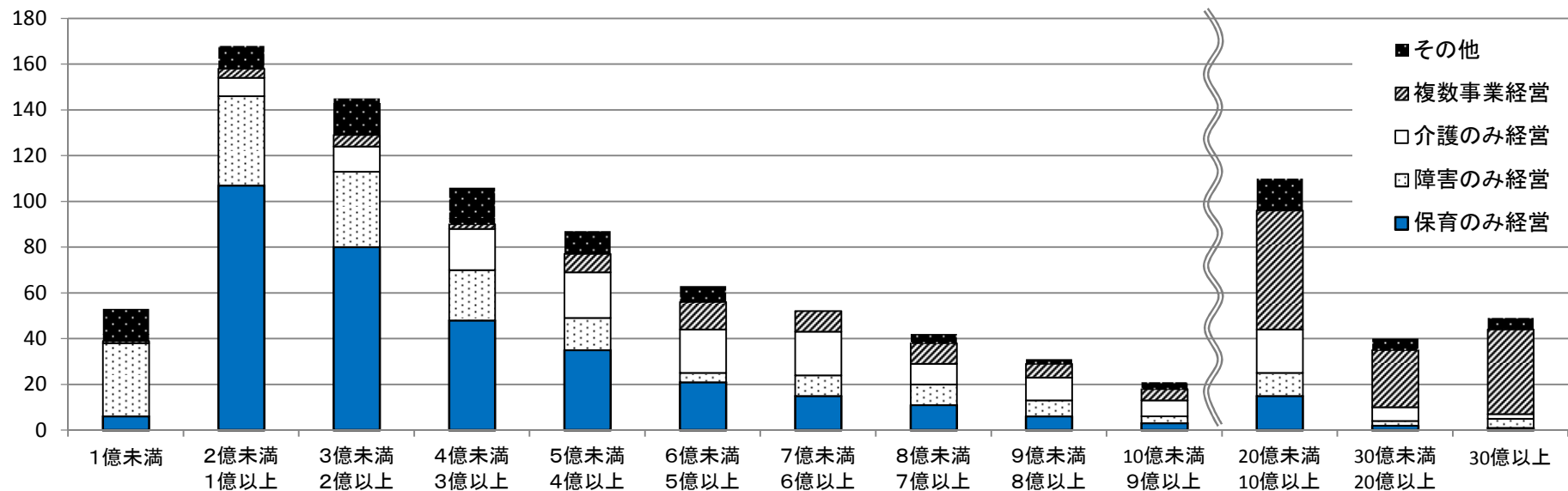
※1 法人数は平成29年10月1日現在(厚生労働大臣所管を除く)

※2 任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で、定款上会計監査人を位置づけている法人

1-2 都内社会福祉法人 事業区分・収益規模別法人数(平成28年度決算)

- ・ サービス活動収益が30億円超の社会福祉法人(会計監査人設置義務法人)は、都内法人の約5%
- ・ 平成31年度以降は20億円超(都内法人の約9%)、平成33年度以降は10億円超(都内法人の約20%)の法人まで、対象拡大が予定されている。

サービス活動収益 (単位:円)												11.4%	4.1%	5.1%	合計
	1億未満	2億未満 1億以上	3億未満 2億以上	4億未満 3億以上	5億未満 4億以上	6億未満 5億以上	7億未満 6億以上	8億未満 7億以上	9億未満 8億以上	10億未満 9億以上	20億未満 10億以上	30億未満 20億以上	30億以上		
全法人	53	168	145	106	87	63	52	42	31	21	110	40	49	967	
保育のみ経営	6	107	80	48	35	21	15	11	6	3	15	2	1	350	
障害のみ経営	32	39	33	22	14	4	9	9	7	3	10	2	4	188	
介護のみ経営	0	8	11	18	20	19	19	9	10	7	19	6	2	148	
複数事業経営	1	4	5	2	8	12	9	9	6	5	52	25	37	175	
その他	14	10	16	16	10	7	0	4	2	3	14	5	5	106	



※1 財務分析を実施していない厚生労働大臣所轄法人、新設法人等を除く。

※2 その他は、措置施設等のみ経営する法人、社会福祉事業団、社会福祉協議会及び施設を経営しない法人の合計数

1-3 都内社会福祉法人 会計監査人設置法人へのヒアリング状況

(1) 概要

- ・平成29年度に会計監査人監査を実施した6法人にヒアリングを実施
- ・ヒアリングを行った法人のサービス活動収益規模は、約10億円(1法人)、約25億円(1法人)、30億円超(4法人)
- ・6法人全て、監査では無限定適正意見(※)

※監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見)

(2) 候補者の選定・選任時

○検討開始時期:5か月前～24か月前

- ・監査法人等から、ダイレクトメールでの多数の売り込みがあるほか、法人の監事などから情報を入手できるため、候補者が見つからないということはない。
- ・ダイレクトメールの中には、監査法人などが開催する説明会の案内も多く、これに参加することで会計監査人監査に関する情報を入手できた。
- ・選定にあたって、複数からの提案を受ける必要があるため、事前に制度を把握し、選定基準を作成する必要があった。

○検討期間:2か月～6か月程度

- ・提案の募集、候補者のヒアリングなどを経て決定していくため、時間に余裕をもって進めることが重要である。
- ・検討開始の段階から、役員との情報共有を図っておくことで、円滑に選任まで進めることができた。

○その他

- ・会計監査人の選任前に、最新の会計ソフトの導入の有無や、内部管理ができていることが分かる書面(規程やマニュアルの有無等)を確認される。
- ・選定にあたって、社会福祉法人との仕事の経験の豊富さ、固定された対応チームの存在、監査費用などを重視した。
- ・厚生労働省から示されている選定基準の例に、重視したい点を加えて選定を行った。

(3) 予備調査及び監査時

○所要日数

(予備調査)

前年度又は当年度の早期に実施

法人において実施された往査の日数：3日間～12日間程度

(監査)

予備調査後、当年度に契約後、翌年度6月まで

法人において実施された往査の日数：20日間～40日間程度

この間、資料の提出や質疑など、法人と会計監査人の間で、メール等で随時やりとりを実施

○主な要求資料

定款、規程、議事録、登記簿、会計処理等主要な業務処理プロセス、システム調査、法人の沿革等、契約書類、稟議書、仕訳日記帳等

○主な指摘事項、アドバイス

- ・内部統制に関する業務の流れを文書化(マニュアル化)すること
- ・減損処理を適時に行うこと
- ・計上が漏れている補助金があったので是正すること。また、今後起きないように、チェック体制を整えること
- ・規程内容が業務の実態に則していないため、規程を変えるか業務を規程通りに行うか、いずれかの対応をすること
- ・予算と決算との差異が大きいため、予算通りの収益を得るための改善策を検討すること
- ・固定資産の除却処理について、年度末にまとめてやるのではなく、期中に分けて行うことで業務を平準化できる。

○対応で苦労した点

- ・稟議書等の証憑書類の原本の提出を求められたが、拠点ごとに管理していたため、集めるのに苦労した。
- ・固定資産の価額の根拠書類の提出を求められたが、法人創設時の古いものなど、探すのに苦労した。
- ・会計監査人の担当者が固定されておらず、往査の都度説明が必要なことがあった。

○対応で工夫した点

- ・指摘された事項は、すぐに役員と共有し対応することで、早期に改善するようにした。
- ・早い段階で監査スケジュールや提出書類を把握したことで、拠点と協力して、計画的に進めることができた。
- ・内部監査や監事監査と同日に実施するようにしたことで、資料の準備などの無駄を省いて進めることができた。
- ・監事を立ち合わせることで、会計監査人との役割分担が図れ、効果的な監査につなげることができた。

(4) ヒアリング結果のまとめ

① 会計監査人監査を実施することで得られたメリット

- ・本部だけでは改善困難な事項も、会計監査人監査で指摘されることで、改善を進めやすくなった。
- ・会計監査人の報告会に、各拠点の責任者を同席させたことで、現場に改善の必要性を理解してもらえた。
- ・改善の理由を具体的に説明してもらえたため、職員の改善の意欲が高まった。
- ・もともと改善が必要だと感じていたこと(各拠点の業務の標準化等)を指摘してもらえたため、改善のきっかけにできた。
- ・改善の指示だけでなく、具体的なアイデアをもらった。
- ・指摘されることは、法人側の学習の機会にもなった。

② 今後導入予定の社会福祉法人へのアドバイス

- ・会計事務専任の担当者がいないと対応は難しいと思う。
- ・会計研修の受講やOJTにより、日常的に職員の会計スキルを高めていくことが重要
- ・会計監査人とのコミュニケーションを密に取り、会計監査人の考え方を理解したうえで対応することが、スムーズに会計監査人監査を進めるうえで重要
- ・内部監査体制の整備については、規程を設けるだけでなく、部門間での相互チェック体制を作り、チェックリスト等で運用していく等、具体的な形で文書に残しておくことが重要
- ・会計監査人に丸投げにせず、事前に法人で課題を把握し改善を進めるとともに、会計監査人に実情を伝えることが、改善のためには重要
- ・日常業務(内部管理体制、会計処理等)の改善を予め図っておくことが重要

2 都内社会福祉法人の理事の状況(平成29年4月1日時点)

- ・ 社会福祉法人の理事は、6名以上を置かなければならないが、理事の設置が5名以下の法人が20法人(2%)ある。
- ・ 都内987法人※のうち、理事を6名置く法人が619法人(62%)と最も多く、次いで7名置く法人が134法人(13%)となっている。

n=987

		法人数	設置人数 平均値	5名 以下	6名	7名	8名	9名	10名	11名	12名	13名	14名	15名 以上
全法人		987	7.2	20	619	134	59	48	25	12	12	10	9	39
事業区 分別	保育のみ経営	359	6.3	11	285	38	8	12	2	0	2	1	0	0
	障害のみ経営	192	6.9	2	112	34	18	10	6	5	3	1	0	1
	介護のみ経営	145	6.6	2	104	18	7	7	5	1	0	0	1	0
	複数事業を経営	179	7.0	3	92	37	20	13	7	4	1	2	0	0
	その他	112	11.4	2	26	7	6	6	5	2	6	6	8	38
収益規 模別	5億未満	569	6.9	13	395	68	24	21	7	4	5	4	3	25
	5億以上10億未満	213	7.3	5	131	30	12	8	9	1	4	1	5	7
	10億以上20億未満	110	7.5	2	63	19	6	8	1	1	1	3	1	5
	20億以上30億未満	42	7.5	0	18	6	7	6	1	2	1	1	0	0
	30億以上	53	8.5	0	12	11	10	5	7	4	1	1	0	2

※ 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。

3 都内社会福祉法人の評議員の状況(平成29年4月1日時点)

- ・ 社会福祉法人の評議員は、7名以上(理事より1名多い員数)を置かなければならない。
- ・ 経過措置として、平成27年度決算における収益が4億円未満の法人は、評議員を4名以上置くことで足りるとされている(平成29年度から平成31年度が終了するまでの3年間)が、評議員の設置が3名以下の法人が6法人(0.6%)ある。
- ・ また、本則が適用される法人(収益が4億円以上)においても、定められた人数を配置できていない法人がある。
- ・ 都内987法人※1のうち、493法人(50%)が上記の経過措置の対象となっている。493法人のうち212法人(43%)が経過措置を適用し、281法人(57%)は、本則のとおり7名以上の評議員を置いている。
- ・ 都のほか6区市で、社会福祉協議会等と協力をして紹介制度を整備している。(平成30年4月1日時点)

n=987

		法人数	設置人数 平均値	3名 以下	4名	5名	6名	7名	8名	9名	10名	11名	12名	13名	14名	15名 以上
全法人		987	8.7	6	170	22	19	410	113	58	37	31	11	21	10	79
事業区 分別	保育のみ経営	359	5.9	6	144	9	7	149	30	2	3	2	1	3	1	2
	障害のみ経営	192	8.1	0	12	8	7	79	34	15	10	9	3	6	3	6
	介護のみ経営	145	7.8	0	5	2	3	85	19	9	5	9	1	4	1	2
	複数事業を経営	179	8.7	0	1	0	0	83	27	27	15	8	5	6	3	4
	その他	112	20.1	0	8	3	2	14	3	5	4	3	1	2	2	65
収益規 模別	5億未満	569	7.9	6	167	22	17	200	57	22	11	6	4	8	2	47
	5億以上10億未満	213	9.4	0	3	0	1	122	32	13	5	13	0	4	3	17
	10億以上20億未満	110	10.3	0	0	0	1	56	14	9	11	3	2	3	2	9
	20億以上30億未満	42	9.2	0	0	0	0	16	6	7	5	1	2	3	0	2
	30億以上	53	11.2	0	0	0	0	16	4	7	5	8	3	3	3	4
経過措置対象法人 (収益4億円未満)		493	7.5	4	169	22	17	156	47	18	8	5	3	7	2	35

※1 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。

※2 評議員の選任は、定款に定める方法により行うこととされており、都が別途実施した調査によれば、都内法人966法人のうち964法人(99%)が、評議員選任・解任委員会を設置して評議員の選任を行っている。

4 都内社会福祉法人の法人本部職員の状況(平成29年4月1日時点)

- ・ 都内987法人※1のうち、本部職員を配置している法人が664法人(67%)、配置していない法人が323法人(33%)ある。
- ・ 法人の収益規模により配置割合は低減し、「常勤職員あり」については、収益5億円未満の法人では24.1%となっている。
- ・ なお、配置されている本部職員数では、収益10億円未満を境に、5億円以上10億円未満では1.0人、5億円未満で1.5人(いずれも中央値)と本部職員数の配置が十分でない状況にある。

n=987

		法人数	本部職員 配置無し	本部職員 配置有り	本部専任 常勤職員あり	兼務職員又は 非常勤職員のみ	本部職員数 平均値	本部職員数 中央値
全法人		987	323	664	346	318	5.4	1.6
事業区 分別	保育のみ経営	359	193	166	44	122	1.8	1.0
	障害のみ経営	192	47	145	70	75	2.5	1.4
	介護のみ経営	145	41	104	49	55	2.8	1.3
	複数事業を経営	179	29	150	99	51	5.2	3.0
	その他	112	13	99	84 (割合)	15	22.5	12.1
収益規 模別	5億未満	569	232	337	24.1% 137	200	4.1	1.5
	5億以上10億未満	213	67	146	34.3% 73	73	4.8	1.0
	10億以上20億未満	110	19	91	59.1% 65	26	6.7	2.8
	20億以上30億未満	42	4	38	71.4% 30	8	6.7	6.0
	30億以上	53	1	52	77.4% 41	11	12.6	5.0

※1 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。

※2 本部職員数の平均値及び中央値は、本部職員配置有りと回答した664法人について、常勤職員数及び常勤換算後の兼務職員・非常勤職員数の合計を集計した。